

独立行政法人日本学術振興会が達成すべき
業務運営に関する目標
(中期目標)

平成30年3月1日

令和4年7月21日改正

令和5年2月28日改正

文部科学省

目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	1
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1	総合的事項	1
2	世界レベルの多様な知の創造	2
3	知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	5
4	大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	6
5	強固な国際研究基盤の構築	8
6	総合的な学術情報分析基盤の構築	10
7	横断的事項	11
IV	業務運営の効率化に関する事項	12
V	財務内容の改善に関する事項	13
VI	その他業務運営に関する重要事項	13

※ III 1～7の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、III 1～7及びIV～VIの各項目を評価の単位とする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術の振興を図ることを目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関（ファンディングエージェンシー）として、学術研究の助成、研究者の養成、学術に関する国際交流の促進、大学改革や大学のグローバル化の支援、学術の応用に関する研究とともに、国内外の学術研究動向や諸外国の学術振興方策に関する調査・研究などを総合的に行うことにより、広く我が国の学術の振興を担っている。

人類社会の持続的発展とともに国の国際競争力の強化に貢献する卓越した知は、研究者一人ひとりの自由で柔軟な思考と斬新な独創的発想に基づく果敢な挑戦によって生み出されるものであり、研究者の自由な発想を源泉として新たな知を生み出す学術研究の役割は極めて大きい。平成 28 年 1 月 22 日に閣議決定された「科学技術基本計画」においては、学術研究の推進を初めて盛り込み、「イノベーションの源泉」として、「挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点から改革と強化」を進めるべきものと位置付けており、振興会は、文部科学省の政策目標の達成に向けて必要不可欠なものとして、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割が求められる。

一方、情報通信技術の急速な進化やグローバル化は学術研究に大きな構造変化をもたらし、世界レベルでの学術研究の競争も激しさを増す中、研究者が国内外の垣根なく協働していく時代にある。このような変化の中、振興会には、我が国の研究者が学術研究を先導していくことができる国際的な研究基盤を構築するとともに、事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支える業務基盤を確立し、国や分野の枠にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を支えることが一層求められる。

このような役割を果たすため、振興会の中期目標は、以下のとおりとする。

（別紙）政策体系図

II 中期目標の期間

振興会が実施する学術振興事業は、研究助成や研究者養成、学術の国際交流など長期的な視点に立って推進すべきものが多いことから、中期目標の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 総合的事項

我が国の学術振興の中核機関として、研究者の活動を安定的・継続的に支援する役割を十分に果たすため、研究者を中心とする幅広い関係者の意見を取り入れるとともに、研究者の自由な発想と研究の多様性、長期的視点、継続性等の学術研究の特性に基づき、挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

(1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営

学術の振興を目的とする振興会の事業の特性に配慮し、評議員会や学術研究に対する高い識見を持つ学識経験者の意見を反映させるとともに、学術研究を実際に行う研究者の意見を取り入れることにより、研究者コミュニティの信頼を得つつ、効果的な業務運営を行う。

(2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化

学術システム研究センターに第一線級の研究者を配置し、事業の実施に必要な調査・研究機能や審査・評価業務に係る機能を充実・強化する。また、新たな課題への提案・助言を機動的な運営体制の下で行う。

(3) 学術研究の多様性の確保等

年齢や性別、分野、機関にかかわらず研究者が自らの能力を発揮できるよう多様性を確保するとともに、研究の長期的視点、継続性等を踏まえて事業を推進する。また、学術研究の現代的要請である挑戦性、総合性、融合性及び国際性の観点を踏まえた業務運営を行う。

【評価指標】

- 1－1 研究者等の意見聴取状況（評議員会の開催実績等を参考に判断）
- 1－2 学術システム研究センターによる各種事業への提案・助言の状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 1－3 学術研究の多様性の確保と現代的要請を踏まえた業務運営状況（有識者の意見を踏まえ判断）

【目標水準の考え方】

- 1－1 研究者等の意見を取り入れる機会を確保し、業務運営に適切に反映されたか、評議員会の開催実績や学識経験者からの意見聴取実績及びそれら意見を踏まえた業務運営状況を参考に判断する。
- 1－2 第一線級の研究者の知見を生かした、各種事業への提案・助言が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 1－3 学術研究の多様性を確保する観点から、幅広い分野等への支援や女性研究者の参画を促進するとともに、学術研究の現代的要請を踏まえた業務運営が行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。

2 世界レベルの多様な知の創造

我が国が世界の学術研究を先導していくため、研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出する。

(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進

科学研究費助成事業（科研費事業）により、人文学、社会科学、自然科学の各学問分野の独創的・先駆的な学術研究に対する幅広い助成を行い、創造的で優れた学術研究の発展に寄与する。科研費事業は、科学研究費補助金事業及び学術研究助成基金事業（文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基金運用方針に規定する事業）により実施する。その際、国の事業としての一体性を確保し、それぞれの研究種目に応じて長期的観点や国際的な観点も考慮して審査・評価業務を適切、公正に行うとともに、研究の進捗状況に応じた柔軟な運用を確保しつつ早期の交付に努める。

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直した科研費審査システム改革について、研究者コミュニティにおける新たな審査システムの理解向上に資する取組を行いその定着を図りつつ、課題等の把握に努める。また、中期目標期間中に新たな審査システムの評価を行い、その結果を踏まえて必要な改善に取り組む。

科研費事業のうち、文部科学省が直接業務を行っている新学術領域研究について、業務の効率化と研究者の利便性の向上を図る観点から、中期目標期間中に振興会への業務の一元化を行うための体制を整備する。

(2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進

国を越えた学術研究を振興する観点から、学術研究を支援する事業における国際性を高めるとともに、国際的な共同研究等を支援する。

特に、諸外国の学術振興機関とのマッチングファンドによる国際共同研究については、世界レベルの研究を円滑・確実に支援する新たな枠組みを検討・調整し、中期目標期間の早期に導入する。

(3) 学術の応用に関する研究等の実施

様々な学術的・社会的要請に応えるとともに、我が国の学術及び社会の発展や社会的問題の解決につながるような学術研究等を行う。

【重要度：高】【難易度：高】

世界レベルの多様な知の創造を目的とした研究支援業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関としての根幹をなすものであり、我が国の研究者が国内外で学術研究を先導していくための取組として極めて重要である。また、その実施に当たっては、膨大な研究課題の中から極めて効果的かつ効率的な手法により、短期間で公正性、透明性を確保した審査を行い、優れた研究課題を選定することや、前例のない国際共同研究への新たな支援枠組みの導入に際しては、相手国との間で、異なる諸制度の調整を行い、研究者にとって使いやすい仕組みを構築する必要があることから難易度は高い。

【評価指標】

2－1 科研費の審査・評価の公正性、透明性（有識者の意見を踏まえ判断）

- 2－2 科研費の交付処理状況（B水準：ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知）
- 2－3 国際共同研究における新たな枠組みの導入による申請・審査過程の効率化・国際化（有識者の意見を踏まえ判断）
- 2－4 学術の応用に関する研究における適切な課題設定に向けた取組状況（有識者からの意見聴取実績等を参考に判断）

【関連指標】

- 2－A 科学技術の状況に係る総合的意識調査（文部科学省科学技術・学術政策研究所）における科研費に関する調査^(※)結果
（※）「科学研究費助成事業は、研究者が新たな課題を積極的に探索し、挑戦すること十分に寄与していると思いますか」という質問
- 2－B 事後評価を行う科研費の研究種目において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合
- 2－C 二国間共同研究・セミナーのうち、次のステージとなる共同研究に結び付いた発展的な成果を出したと研究者自身が評価する共同研究及びセミナーの割合
- 2－D 事後評価を行う国際的な共同研究等を支援する事業において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げた課題の割合

【目標水準の考え方】

- 2－1 資金配分機関として公正性、透明性を確保した適切な審査等が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 2－2 交付処理の迅速性を確保する観点から、ヒアリング審査等の必要な研究課題を除き4月上旬に交付内定を通知することを達成水準とする。
- 2－3 英語での申請に加え、相手国対応機関と審査を分担することにより、審査過程の効率化・国際化が図られたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 2－4 様々な学術的・社会的要請に応えた課題設定に向けた取組が行われたか、有識者からの意見聴取実績や情報収集の取組等を参考に判断する。
- 2－A 卓越した研究成果が持続的に生み出されるための環境の整備状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度調査における実績（指数5.6^(※)）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
（※）指数5.5以上で、最も高い水準である「状況に問題はない」とされる。
- 2－B 独創的・先駆的な学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成25～28年度の評価において、期待どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：73%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。
- 2－C 国際的な共同研究の促進と国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査結果（平成25～28年度の調査において、研究成果の

発展予定、別事業への申請予定、相手国側とのネットワークの形成・拡大、研究者の育成等の点で進展があると評価された共同研究及びセミナーの割合：75%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

- 2-D 国を越えた優れた学術研究への支援状況を把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度の評価において、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたと評価された課題の割合：84%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

3 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

将来にわたり我が国の学術研究の水準を高めていくため、国際的な頭脳循環を踏まえながら、若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実するとともに、優れた研究者の顕彰や国際的な研さんの機会を提供すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成する。

（1）自立して研究に専念できる環境の確保

若手研究者に対し、自由な発想の下に主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えるため、目的や対象者に応じた多様な方法により、研究を奨励するための資金を支給する「特別研究員事業」を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

（2）国際舞台で活躍する研究者の養成

国際舞台で活躍する世界レベルの研究者を養成するため、目的や対象者に応じた多様な方法により、「海外特別研究員事業」等、優れた若手研究者を海外に派遣する取組を計画的・継続的に実施する。事業の実施に当たっては、国内外の関連事業にも留意し、事業に係る申請・採用動向や採用者を巡る環境の変化等を随時把握するとともに、必要に応じて、採用者の処遇改善や制度改善等の対応を行う。

また、目的やキャリアステージに応じた優れた外国人研究者の招へいや研究者の交流を行い、国際的な頭脳循環の中で若手研究者の研究環境の国際化を図る。

（3）研究者の顕彰・研さん機会の提供

研究者としてのキャリアステージに応じ、優れた研究能力を有する研究者を顕彰することにより、研究者の研究意欲を高め、研究の発展を促進する。また、優れた若手研究者に対し、シンポジウムやセミナーの開催等を通じて国際的な研さんの機会を提供することにより、学術的・国際的視野を広げ、リーダーとなる人材の育成を図る。

【重要度：高】

次世代の研究者の養成に係る業務は、学術の振興を目的とする資金配分機関として、研究支援業務と並んで根幹をなすものであり、将来にわたり我が国の学術研究の水準を高め

ていくための取組として重要であるため。

【評価指標】

- 3-1 特別研究員及び海外特別研究員採用者への支援に対する評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）
- 3-2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先の評価（B水準：アンケート調査により肯定的評価を得た割合が80%程度）
- 3-3 外国人研究者を受け入れた研究機関における研究環境の国際化状況（B水準：受入研究者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が75%程度）
- 3-4 若手研究者への国際的な研さん機会の提供に係る取組状況（B水準：振興会が実施するシンポジウム等参加者へのアンケート調査により肯定的評価を得た割合が95%程度）

【関連指標】

- 3-A 特別研究員事業及び海外特別研究員事業における採用終了後の就職状況

【目標水準の考え方】

- 3-1 特別研究員事業及び海外特別研究員事業について、採用者のニーズを踏まえてさらなる制度改善を図る観点から、現状の支援に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-2 特別研究員及び海外特別研究員の受入先に対し、特別研究員及び海外特別研究員の活動状況に関するアンケート調査を実施し、80%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-3 国際的な頭脳循環の中で、外国人研究者の受入れによって受入機関の研究環境の国際化を図る観点から、前中期目標期間における事業実施後のアンケート調査の結果（平成25～28年度実績：76.8%）を踏まえ、75%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-4 若手研究者の学術的・国際的視野を広げる観点から、振興会が実施するシンポジウム等へ参加したことによる効果についてアンケート調査を実施し、前中期目標期間におけるアンケート調査の結果（平成25～28年度実績：91～100%）を踏まえ、各シンポジウム等において95%程度の肯定的評価を得ることを達成水準とする。
- 3-A 事業による支援の結果、優秀な学術の研究者の養成に寄与したかを把握するため、当該指標について毎年度確認を行うとともに、平成28年度の状況（5年経過後特別研究員-PDは91.6%、5年経過後海外特別研究員は94.2%、10年経過後特別研究員-DCは88.5%）を基準とした状況変化を評価において考慮する。

4 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

卓越した知を生み出す環境を整備するため、学術振興の観点から、大学等における教育

研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能の強化を行う。

(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進

国の方針を踏まえ、国際的な体制の下で審査・評価等を行い、国内外の第一線の研究者を引きつける優れた研究環境と高い研究水準を誇る研究拠点の形成や、その成果の最大化に向けた取組を総合的に支援する。

(2) 地域の中核・特色ある研究大学の強化促進

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に基づき、国から交付される補助金により基金を設け、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、地域の中核・特色ある研究大学が、その研究力を核とした全学的な経営戦略の下、他大学とも連携しつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速等により研究力強化を図る取組を支援することにより、我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進する。

(3) 大学教育改革の支援

大学が自らの強みや特色を生かし学部や大学院の教育改革に取り組むことで、我が国の大学教育を牽引することができるよう、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

(4) 大学のグローバル化の支援

我が国の大学教育の国際競争力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、国の方針を踏まえた審査・評価等を行う。

【評価指標】

- 4-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業に係る国際的な審査・評価等の実施状況（審査・評価等を行う委員会の体制整備状況等を参考に判断）
- 4-2 大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援等における国の方針を踏まえた審査・評価等の実施状況（委員会の開催実績等を参考に判断）

【関連指標】

- 4-A 大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援する事業における採択機関の取組状況

【目標水準の考え方】

- 4-1 世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業の審査・評価等を行う委員会において、国の方針を踏まえ、国際的な観点から事業及び研究拠点の形成に有益な指摘を得るための審査・評価等が適切に行われたか、委員会における外国人委員参画割合、英語による審査・評価等を行う体制整備の状況等を参考に判断する。

- 4-2 国の方針を踏まえた審査・評価等が適切に行われたか、委員会等開催実績や審査・評価等実施件数等を参考に判断する。
- 4-A 振興会の関与を通じ、国の方針を踏まえた取組が適切に行われたかを把握するため、事業採択機関における取組状況について事後評価等を通じて毎年度確認を行うとともに、前中期目標期間における実績（世界最高水準の研究拠点の形成を目指す事業については、研究水準及び運営のいずれも世界最高水準であると認定された割合が100%（平成28年度実績）、大学教育改革の支援及び大学のグローバル化の支援については、想定どおり、あるいはそれ以上の成果を上げたとする事業の割合が75%（平成25～28年度における中間評価及び事後評価の実績））を基準とした状況変化を評価において考慮する。

5 強固な国際研究基盤の構築

国際的な競争が激しさを増す中で、我が国の研究者が学術研究を先導し、そのプレゼンスを高めていくことができるよう、諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築する。

（1）事業の国際化と戦略的展開

国際的視点に立つて国内外の垣根なく事業を推進していくことを目指し、各種事業を通じた国際的な活動の動向や海外関係機関等の動きなどを定期的に集約・共有するとともに、戦略的かつ機動的に国際的な取組を展開できる体制を整備し、積極的に事業の国際化に取り組む。

また、前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務の実績を総括するとともに、戦略的な国際共同研究の在り方や外国人研究者の招へいと定着促進策、海外研究連絡センターの運営の在り方等について検討し、中期目標期間の早期に一定の結論を得て、必要な改善・強化を行う。

さらに、中期目標期間の早期に、国際的な取組の種別や内容が研究者にとってより分かりやすくなるよう体系的に整理し、発信する。

（2）諸外国の学術振興機関との協働

地球規模課題や世界各国の学術振興上の共通の課題の解決に向けた多国間の学術振興機関ネットワークにおいて主導的な役割を果たすとともに、各国学術振興機関とのパートナーシップを形成し、質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築・強化する。

（3）在外研究者コミュニティの形成と協働

振興会の事業を経験した外国人研究者や在外日本人研究者によるコミュニティの形成やその活動支援を行うことにより、我が国と諸外国との学術交流を持続的に発展させる。

（4）海外研究連絡センター等の展開

海外研究連絡センター等が、所在地域の学術振興機関、在外公館、その他の海外拠点等と連携し情報の収集と発信に努め、我が国の大学等のグローバル化を支援するとともに、我が国の学術研究のプレゼンスの向上に寄与する。

【難易度：高】

強固な国際研究基盤の構築に当たっては、振興会の業務全般を横断する基盤的機能を有する組織の整備という初めての取組を行うこととしており、また、これまで長期的に実施してきた事業の在り方を検討する際には、多様な関係者の理解を得ながら実施するプロセスが不可欠であることから、難易度は高い。

【評価指標】

- 5－1 前中期目標期間中に「強固な国際協働ネットワークの構築」として実施した業務との比較による改善・強化状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5－2 国際的な取組の内容に関する発信状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5－3 諸外国の学術振興機関等との交流の見直し等の状況（有識者の意見を踏まえ判断）
- 5－4 同窓会の活動状況及び在外日本人研究者コミュニティとの連携状況（同窓会イベント等の開催実績等を参考に判断）
- 5－5 海外研究連絡センター等における活動状況（B水準：ホームページによる情報発信数が年間 840 件程度）

【関連指標】

- 5－A 国際交流事業の採用者による国際共著論文数

【目標水準の考え方】

- 5－1 事業の在り方に係る検討を経て、効果的な改善・強化が行われたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5－2 国際的な取組を体系的に整理し、効果的な周知がなされたか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5－3 質の高い国際的な共同研究や学術交流を推進する基盤を構築する観点から、各国の学術振興機関との交流状況に応じて適切に協定の廃止・改訂や、新規立ち上げが行われているか、有識者の意見を踏まえ判断する。
- 5－4 同窓会主体の活動が活発に行われたか、また外国人研究者と在外日本人研究者コミュニティ等が連携する機会が提供されたか、同窓会イベント等の開催実績、会員数等を参考に判断する。
- 5－5 現地の事務所を利用した効果的な情報収集・情報発信を実施する観点から、前中期目標期間における実績（平成 25～28 年度実績：年間 652～1,181 件）を踏まえ、全センターのホームページで年間 840 件程度の情報発信が行われることを達成水準とする。

- 5－A 学術の国際的な競争・協働の中で我が国のプレゼンス向上の状況を把握するため、国際交流事業の採用者による国際共著論文数について毎年度確認を行うとともに、その状況変化を評価において考慮する。

6 総合的な学術情報分析基盤の構築

事業の枠を超えた総合的視野から研究者の活動等を支えることができるよう、振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築する。

(1) 情報の一元的な集積・管理

事業の枠を超えて情報を総合的に活用することができるよう、情報セキュリティや個人情報保護を徹底した上で、振興会の諸事業に係る情報を一元的に集積・管理する。

(2) 総合的な学術情報分析の推進

振興会の諸事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析するとともに、諸事業の改善・高度化に向けた調査研究を行うことにより、総合的視点に立った企画・立案と事業改善に資する。

(3) 学術動向に関する調査研究の推進

振興会の諸事業を長期的観点に立って効果的に展開するため、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究を行うとともに、その結果を新たな事業の企画・立案等に活用する。

【評価指標】

- 6－1 情報の一元的な管理の状況（取組実績を参考に判断）
- 6－2 情報の分析や調査研究の成果の発信状況（B水準：中期目標期間中に10件程度）
- 6－3 学術動向調査の実施件数（B水準：中期目標期間中に614件程度）

【目標水準の考え方】

- 6－1 事業の枠を超えた活用を可能とする情報基盤が構築されているか、情報の一元的な管理に係る取組実績を参考に判断する。
- 6－2 振興会の諸事業に係る情報を横断的に活用し、各種事業の動向や成果を総合的、長期的に把握・分析する観点から、10件程度のテーマを設定し、分析や調査研究を行い、その成果について発信することを達成水準とする。
- 6－3 学術の振興を図るための諸事業を長期的観点に立って効果的に展開する観点から、国内外における学術振興施策の現状や学術研究の動向等の調査研究について、前中期目標期間における実績（614件）と同程度実施することを達成水準とする。

7 横断的事項

振興会の事業が、研究者のみならず社会からもより高い支持、信頼を得られるよう、横断的な取組を行う。

(1) 電子申請等の推進

研究者の負担軽減や業務効率化の観点から、電子申請等に必要な情報システムを整備する。

(2) 情報発信の充実

振興会の活動及びその成果を総合的・効果的に情報発信することができるよう、広報活動に係る体制を整備する。その上で、受け手のニーズを踏まえた積極的な情報発信に取り組むとともに、情報発信の在り方について更なる検討を進め、中期目標期間の早期に一定の結論を得る。

(3) 学術の社会的連携・協力の推進

大学と産業界の研究者等による情報交換等を促進することにより、相互のインターフェイス機能の充実を図る。

(4) 研究公正の推進

助成・支援事業の実施に当たり、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに研究費の不正使用、不正受給及び研究活動の不正行為の防止策を徹底するとともに、研究者の所属機関に対し、研究費の適切な管理・執行を促す。

(5) 業務の点検・評価の推進

自己点検評価や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営の改善を図る。

【評価指標】

- 7-1 電子申請等の推進状況（応募手続や審査業務等の電子化実績等を参考に判断）
- 7-2 振興会ホームページへのアクセス状況（アクセス数等を参考に判断）
- 7-3 大学と産業界の研究者等による情報交換の場として新たに設置した委員会・研究会数（B水準：中期目標期間中に8件程度）
- 7-4 研究倫理教育の高度化に係る支援状況（B水準：研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度2回程度開催）
- 7-5 業務の点検・評価の実施状況（B水準：自己点検評価及び外部評価を毎年度実施）

【目標水準の考え方】

- 7-1 研究者の負担軽減や業務効率化を図るための情報システムが整備されているか、応募手続や審査業務等の電子化の実績及び制度改善や研究者等の意見を踏まえ

たシステムの改修実績等を参考に判断する。

- 7-2 振興会の活動及びその成果の総合的かつ効果的な情報発信が行われているか、ホームページへのアクセス件数（平成 26～28 年度の各年度平均実績：478 万件）、コンテンツごとのアクセス動向等を参考に判断する。
- 7-3 適時適切な研究テーマの設定により、学界と産業界の交流・連携を促進する観点から、平成 29 年度中に活動している研究開発専門委員会と先導的研究開発委員会の合計 8 委員会全てを中期目標期間中に刷新することを達成水準とする。
- 7-4 研究機関における研究倫理教育の高度化を効果的に支援する観点から、研究分野横断的又は研究分野の特性に応じたセミナー若しくは関係機関と連携したシンポジウムを毎年度 2 回程度開催することを達成水準とする。
- 7-5 継続的な業務運営の改善を図る観点から、自己点検評価及び外部評価を毎年度実施することを達成水準とする。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 組織の編成及び業務運営

国の定めた法令等を遵守し、事業に対する研究者及び国民の信頼性を維持しつつ、機能的・効率的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的執行を推進する。

効果的かつ効率的な業務運営を実現するため、複数の部署にまたがる共通的な業務について、一元的な運営が可能な組織体制を整備する。

また、法人の行う業務については、既存事業の見直し等により、効率化を進める。なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき学術研究を担う振興会の事業の特性に鑑み事業の継続性に十分留意する。

さらに、他のファンディングエージェンシーや大学等の幅広い関係機関との適切な連携・協力関係を構築する。

2 一般管理費等の効率化

効率的な運営の追求及び業務・経費の合理化に努め、運営費交付金を充当して行う事業は、新規に追加されるもの、拡充分は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課、本部建物借料及び特殊経費を除く。）に関しては、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比 3 % 以上、その他の事業費（人件費、本部建物借料及び特殊経費を除く。）については、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度比 1 % 以上の業務の効率化を図る。

なお、新規に追加されるものや拡充分は翌年度から効率化を図るものとする。

また、給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮して厳しく検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

3 調達等の合理化

引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、外部有識者からなる契約監視委員会を開催することにより契約状況の点検を徹底する。

4 業務システムの合理化・効率化

ICT等を活用した業務システム整備に取り組む。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

V 財務内容の改善に関する事項

寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、事業ごとに適正な財務管理の実現を図る。また、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

理事長のリーダーシップの下で適切な業務運営を図るため、規程の整備に加え、理事長の指示が全役職員に伝達される仕組みを整備・運用するとともに、法令遵守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて規程及び体制の見直しを行う。

2 情報セキュリティへの対応

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時見直すとともに、情報セキュリティ対策を推進する。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

3 施設・設備

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

4 人事

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行うなど、職員の能力の向上を図る。また、振興会の業務を継続的かつ発展的に遂行するため、中長期的な視点で、振興会の核となる職員の育成・充実に努める。

主な政府方針

■第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日 閣議決定)

- ・若手研究者の育成・活躍促進
- ・大学院教育改革の推進
- ・国際的な研究ネットワーク構築の強化
- ・学術研究の推進に向けた改革と強化
- ・国際共同研究の推進と世界トップレベルの研究拠点の形成 等

■科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年6月2日 閣議決定)

- ・博士課程学生への経済的支援を充実
- ・若手研究者等が独立して研究可能な競争的資金による独創的な研究を促進
- ・大学等研究機関における、高いポテンシャルを有する海外研究機関との研究者の派遣・受入れ
- ・相手国・地域のポテンシャル・分野と協力フェーズに応じた多様な国際共同研究及び研究交流を促進 等

■教育振興基本計画(平成25年6月14日 閣議決定)

- ・博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図る
- ・各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進 等

文部科学省の政策目標における位置づけ

～「文部科学省政策評価基本計画」(平成25年3月29日 文部科学大臣決定)
における「文部科学省の使命と政策目標」より抜粋～

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

- － 施策目標4－1 大学などにおける教育研究の質の向上

政策目標7 イノベーション創出に向けたシステム改革

- － 施策目標7－2 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

- － 施策目標8－1 科学技術イノベーションを担う人材力の強化
- － 施策目標8－2 イノベーションの源泉としての学術研究と基礎研究の推進

独立行政法人日本学術振興会法

(振興会の目的)

第三条 独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

日本学術振興会が果たすべき役割

学術の振興を目的とする我が国唯一の独立した資金配分機関(ファンディングエージェンシー)として、研究者の活動を安定的・継続的に支援

世界レベルの多様な知の創造

研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究を支援することにより、研究者が世界レベルの多様な知を創造できる環境を創出

知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成

若手研究者が自立して研究に専念できるよう支援を充実すること等により、国や分野にとらわれず知の開拓に挑戦する研究者を養成

大学等の強みを生かした教育研究機能の強化

大学等における教育研究拠点の形成やグローバル化の取組等を支援することにより、大学等の強みを生かした教育研究機能を強化

強固な国際研究基盤の構築

諸外国の学術振興機関、海外拠点、在外研究者等との協働により、強固な国際研究基盤を構築

総合的な学術情報分析基盤の構築

振興会の諸事業等に関する情報を総合的に分析・活用する基盤を構築